

あなたが所有または管理されている

# 「空き家」は適正に管理されていますか？

問／開発建築課 ☎423-3854

管理が不十分で荒廃化が進んでいる空き家は、公衆衛生・治安の悪化、景観阻害など、近隣住民に深刻な被害をもたらす可能性があります。建物を適正に維持管理することは、所有者等の責務です。

また、近隣に管理不全の空き家があつてお困りの方は、開発建築課までご相談ください。

## 朝霞市の空き家対策

### ■空き家のワンストップ無料相談窓口（事前予約制）

市では、関係団体と協定を締結し、空き家に関する無料相談を行っています。

相談は事前予約制となりますので、次の相談窓口へ電話で予約してください。

対象／市内に空き家を所有または管理している方

相談窓口／

- ・公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会県南支部 ☎468-1717  
受付時間／午前10時～午後4時（水・土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く）
- ・一般社団法人埼玉県建築士事務所協会県南支部 ☎461-4507  
受付時間／午前10時～午後4時（土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く）
- ・一般社団法人日本空き家対策協議会 ☎042-453-8000  
受付時間／午前9時～午後6時（土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く）

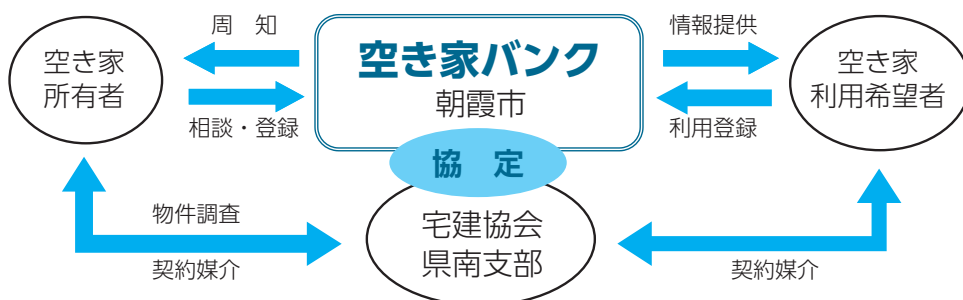


### ■朝霞市空き家バンク制度

空き家を「売りたい・貸したい」所有者と、空き家を「買いたい・借りたい」利用希望者のマッチングを行う制度です。「実家を相続したが、維持管理に困っている」「古い空き家だから処分したい」など、空き家を「売りたい・貸したい」方は、ぜひ、空き家バンクをご利用ください。

また、空き家を「買いたい・借りたい」と考えている方は利用登録が必要となります。お気軽にお問い合わせください。交渉・契約は、市と協定を締結した専門家「公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会県南支部」の会員である宅建業者が、当事者間の媒介を行います。

※市は、交渉・契約等に直接関与することはありません。



### ■空き家問題解決に取り組んでいます

市では㈱クラッソーネおよび㈱武蔵野銀行と「朝霞市における空き家対策の促進に係る連携協定」を締結しています。

#### ・解体費用シミュレーターとは？

空き家の解体について、表示される選択肢を選ぶことで大まかな費用の相場が分かるサービスです（費用算出無料）。解体工事業者への見積もり依頼等を行うこともできますので、空き家の処分方法が分からず困っている方は、ぜひご利用ください。

#### ・武蔵野銀行の相談窓口をご利用ください

武蔵野銀行では、相続に関することや空き家活用ローンのご活用について相談いただけます。詳しくはお問い合わせください。 問／武蔵野銀行朝霞支店 ☎461-5345

